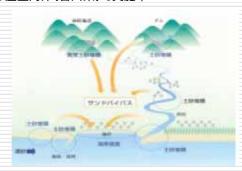
# 3. 浅海域の保全等

### (2)自然海浜の保全等

効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出の取り組みについて(海岸省庁)

一連の沿岸における土砂バランスを回復させる観点から、港湾・漁港や河川で 堆積した土砂をリサイクル材として活用しながら侵食海岸での海浜の復元を図る 「渚の創成」を実施。

瀬戸内海では屋釜海岸【香川県】で実施中



国土交通省HPより

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

# 3. 浅海域の保全等

# (2)自然海浜の保全等

#### 自然海浜保全地区制度について(環境省)

瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の7に基づき、水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持され、海水浴、潮干狩り等に利用されている海浜について、関係府県が条例により、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面を自然海浜保全地区として指定。

自然海浜保全地区では工作物の新築等に関して届出が必要。 瀬戸内海では平成15年3月末までに91地区の自然海浜保全地区が指定。



中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

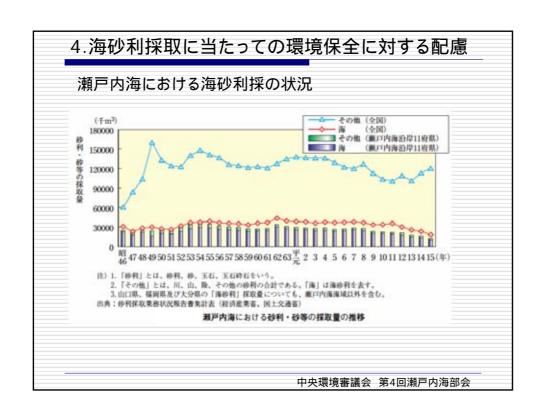


			表	府	県別砂利	採取量(	平成15年	度)		(単	位:干m <sup>3</sup>
	大阪	兵 庫	和歌山	岡山	広島	ЩП	徳.島	香川	愛媛	福岡	大 分
海	0	0	0	0	0	1,468	. 0	2,324	2,530	3,052	. 507
その他	291	343	346	183	38	12	1,033	- 17	3	144	424
計	291	343	346	183	38	1,480	1,033	2,341	2,533	3, 196	931
4.级制	iiは四捨五) ii採取業務は			E済産業省、	国土交通	i省)					
典:砂利											